第三十三条の七第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項第三号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項第三号
第三十三条の七第一項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
第三十三条の七第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条第一項又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項の規定により準用することとされた改正後国共済法第七十五条の四第二項
第三十三条の七第二項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
第三十三条の七第二項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
第三十三条の七第二項第四号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第七十四条第一項又は私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第二項
第三十三条の八第一項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号
第三十三条の八第二項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第九十一条第一項から第三項まで	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第七条一項（平成二十四年一元化法附則第七条一項に規定する改正後厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第六十六条
第三十三条の八第二項第一号	及び住所	、住所及び基礎年金番号

第三十三条の八の二第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	申出書を
	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、	、住所及び基礎年金番号	
第三十三条の八の三第一項	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項	申出書を
	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、	、住所及び基礎年金番号	
第三十三条の九第一項	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	支給の停止を申請しようとする者は、
	請求書	申請書	
第三十三条の九第一項第一号	請求者及び住所	、住所及び基礎年金番号	
第三十三条の九第一項第二号	同順位者又は前順位者の氏名並びに失権の事由及び	所在不明である受給権者の氏名及び基礎年金番号並びに所在不明となつた	
第三十三条の九第二項	請求書	申請書	
	法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項又は第九十三条の二第一項各号のいずれか若しくは同条第二項第二号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第十二条第一項により読み替えられた改正後厚生年金保険法第六十七条第一項又は第六十八条第一項	支給の停止を申請しようとする者は、
第三十三条の十第一項	法第二十五条において準用する組合法第二十五条第三項	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第二十五条第三項	支給の停止を申請しようとする者は、